

平成 25 年 6 月 21 日

日本オリンピック委員会の取組み

- 平成25年1月15日 加盟団体へ「指導者として相応しい行動の指導徹底について」通知
※大阪市立桜宮高校バスケットボール部の問題より
- 2月 8日 「競技活動の場におけるパワハラ、セクハラ等に関する調査」実施
※柔道女子ナショナルチームにおける暴力行為を含むパワハラ問題より
- 2月13日 「スポーツ団体マネジメントセミナー」開催
※対象／本会役職員、同総務委員(加盟団体専務理事職相当)、
加盟団体事務局長等
- 2月14日 「コーチ会議」
※加盟団体強化責任者との暴力行為問題に関する情報交換
- 3月 19日 「全日本柔道連盟に対する改善勧告」
※加盟団体審査委員会の答申をうけ理事会にて審議
- 3月 19日 「選手強化N F 事業補助金等適正使用ガイドライン」策定
※加盟団体による補助金等の適正な使用に向けた指導
- 3月 19日 「通報相談処理規程」の整備と「通報相談窓口」の開設
※本会及び加盟団体に関する法令違反、反社会的行為等の早期発見と
是正、再発防止を目的
- 4月 25日 「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」採択
※本会、日本体育協会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、
日本中学校体育連盟による取組み
- 6月 27日 「加盟団体規程」改訂
※加盟団体のガバナンス強化に向けた対応
- 7月 1日 「スポーツ界における暴力行為根絶に向けたスローガン」決定後、活用予定
※本会、日本体育協会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、
日本中学校体育連盟による取組み

第24回JOCコン推発第26号
平成25年1月15日

加盟団体

会長・理事長 殿

公益財団法人 日本オリンピック委員会
専務理事 市原則



指導者として相応しい行動の指導徹底について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より本会の実施する諸事業につきまして、ご支援、ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、プロ・アマを問わず国内外において活躍するスポーツ選手への声援や期待の大きさは、ondonオリンピック後のパレードからも明らかであり、スポーツに対する国民の関心は高いことから、選手・指導者をも含め我々関係者はスポーツの意義を再認識し、一人でも多くの人々にスポーツの素晴らしさを伝え、スポーツの文化的価値観を高めていかなければなりません。

この様な中、大阪市の公立高校の運動部指導者による体罰が明らかになり、それを苦に将来を担う若い方が自らの命を絶ってしまったことは、非常に残念なことです。

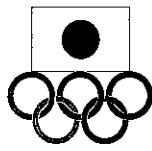
平成23年7月15日に行われた日本体育協会・日本オリンピック委員会創立100周年記念事業シンポジウムで採択された「スポーツ宣言日本～21世紀におけるスポーツの使命～」にあるように、スポーツは、運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、人々の絆を培い、共に生きる喜びを広げ、生活を豊かで味わい深いものにするものです。

このスポーツに携わる者は、身体的諸能力を洗練することで自らの尊厳を相手の尊重に委ねる相互尊敬であるスポーツの価値を自覚するとともに、この崇高な価値と大いなる可能性を有するスポーツの継承者であることを誇りとし、その伝道者たる行動に努めなければなりません。その為にも、学校教育の一つでもある運動部活動における体罰は云うに及ばず、本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えるパワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントやいじめと云った他者に対する発言、行動等は、断じて許されるものではありません。

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは国民の権利であることがスポーツ基本法にも明記されています。私ども日本スポーツ界の関係者は、スポーツが二度と人を傷つけるものとならないよう、推進していくかなければなりません。

つきましては、貴団体におかれましても、指導者に対し、競技、日常生活の場等にかかわらず、スポーツに携わるものとして責任ある行動と自覚を持つよう、指導方徹底されるようお願ひいたします。

敬具



「スポーツ団体マネジメントセミナー」 ＜開催要項＞



今、ニッポンにはこの夢の力が必要だ。
2020年オリンピック・パラリンピックを日本に!

■目的：

我が国のスポーツは、アマチュアリズムに支えられ普及・発展してきた歴史的背景もあり、組織運営もボランティアを基盤としてきた。その一方で、国庫補助金を財源とする事業も展開するなど、高い公益性と社会性を兼ね備えた組織として、果たすべき社会的責任も重い。

近年、組織運営の透明化や説明責任を果たすことは社会的な潮流であり、それはスポーツ界においても同様である。この様な中、不適切な組織運営は当該団体のみならずスポーツ界全体に対する国民の信頼を損なう可能性があることも否めない。国民の求める社会的価値観に応え、更に支持されるスポーツ団体としての組織力の強化を図ることを目的に本セミナーを開催する。

■日 時：平成25年2月13日（水） 13時30分～17時50分

■場 所：味の素ナショナルトレーニングセンター大研修室

■主 催：公益財団法人日本オリンピック委員会

■出席予定者：JOC役職員、同総務委員、NF事務局長等 計 135名

■内 容：

13:30～ 主催者挨拶 市原則之 専務理事

13:35～15:05 第1部 講演 「JOCと加盟団体におけるコンプライアンスの重要性とその実践」
飯田 隆 氏（弁護士／宏和法律事務所代表）

15:05～15:20 休憩

15:20～17:20 第2部 講演「実例から学ぶ～海外におけるスポーツ団体のガバナンス～」
高瀬富康 氏（WIPジャパン株式会社 シニアプロジェクトマネージャー）
長井祐介 氏（アスリートブランドジャパン株式会社 スポーツマーケティング・国際事業部 ディレクター）

17:20～17:35 質疑応答

17:35～17:50 閉会挨拶 青木 剛 常務理事・総務委員長

17:50 終了

第24回JOCコン推発第42号
平成25年3月19日

公益財団法人全日本柔道連盟
会長 上村 春樹 殿

公益財団法人日本オリンピック委員会
会長 竹田 恒和

処分決定通知書

貴連盟に対する処分について、公益財団法人日本オリンピック委員会加盟団体規程
第5条に基づき、別紙のとおり通知致します。

処 分

第1 処分

公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「本会」という。）は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「貴連盟」という。）に対し、本会加盟団体規程（以下「本規程」という。）第5条第1項に基づき以下の処分を行う。

1 交付金の交付中止（本規程第5条第1項（2））

貴連盟に対する平成25年度選手強化交付金の交付を中止する。

2 改善勧告（本規程第5条第1項（1））

貴連盟は、選手が安心して自己鍛錬に集中し、各種大会で遺憾なく力を発揮できるための環境を整備するために、以下の施策を早急に進めること。

- ① 指導者による選手に対する全ての不当行為を直ちにやめること。
- ② 監督・コーチ・強化スタッフ・選手相互の意思疎通が最も重要であることを認識し、対話による信頼関係を醸成するよう努めること。これには指導者が試合出場や練習の目的、意図、計画などをできる限り選手に開示することも含む。
- ③ コーチの資格制度の確立や定期的講習制度の導入を推進すること。
- ④ オリンピックをはじめとする国際大会の代表選手選考の判断基準をできるだけ客観化し、可能な限りあらかじめ定めておくこと。選考の理由を選手の所属チームや選手本人（選出されなかった選手を含む。）に開示して、代表選手選考の透明性を高めること。これにより、指導者に直言すると選考から外されるのではないかという選手の不安や疑惑を除き、ひいては選手の明確な目標設定を可能にするとともに、代表選手選考の結果について納得が得られるようにすること。
- ⑤ 国際大会を含む競技大会や合宿に医師を帯同させるよう努め、負傷した選手が安心して治療を受け、速やかに競技・練習に復帰できる体制を構築すること。また指導者の負傷に対する知識を深め、選手に骨折など重篤な症状が疑われる場合は遅滞なく治療を受けさせるなど、選手の負傷の程度に応じた適切な対応を取ること。

- ⑥ 全日本強化合宿や試合の日程作成の際に、実業団、大学など全日本強化合宿以外の合宿や試合の日程とも整合性を持たせ、選手に過重な負担を強いないよう工夫すること。また学生選手の場合には過度に学業の妨げとならないよう十分に配慮すること。
- ⑦ 貴連盟上層部が選手の生の声を汲み上げ、組織の意思決定に反映できる仕組みを構築すること。また、貴連盟内部でも、職位において上の者が下の者の意見をよく聞くようにし、職位の上下関係にかかわらず対話による意思疎通が行われる環境を整えること。
- ⑧ 選手・コーチなどから、不当行為に関する訴え、相談、情報提供を受け付ける窓口（特定の電話番号等を含む。）を設置すること。
- ⑨ 一般財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁自動受諾条項の採択を行うこと。
- ⑩ 貴連盟及び貴連盟に所属する指導者は、自らが強化指定選手の所属する企業や大学などの各チームに対し優位に立つものではないことを認識し、両者との間において、対等かつ円滑な意思疎通を図ること。
- ⑪ 競技に専念できる環境の整備や指導者との契約など、選手・コーチ等に直接に関わる事柄に関し、女性の身体的特性や社会環境に応じた適切な施策・手段を講じること。また、指導者層のみならず、貴連盟執行機関への女性登用を促進すること。
- ⑫ 監督やコーチ・選手が、日本人初の国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）委員である嘉納治五郎師範が日本で唱導したオリンピック・ムーブメントやオリンピズムについて理解するよう促すこと。
- ⑬ 今回の申立てを行った選手に対し、申立てを理由にいかなる形の報復・不利益な取り扱いをも行わないこと、また申立てを行った選手を特定しようとしないこと。なお、この原則は今回に限るものではなく、貴連盟において、指導者・貴連盟上層部に対し意見を述べた選手に対し報復・不利益な取扱いがなされることは、今後も絶対にあってはならない。

第2 理由

- 1 貴連盟前女子監督園田隆二氏（以下、「園田前女子監督」という。）らは、女子柔道選手らに対し別紙「選手に対する不当行為」記載のとおりの不当行為を行った。また、貴連盟前強化委員長吉村和郎氏（以下、「吉村前強化委員長」という。）を含む貴連盟上層部は、別紙「選手に対する不当行為」記載のとおりの園田体制における女子柔道選手に対する不当行為を認識することなく、また一部を自らを行い、改善・解決に向けて誠実かつ迅速に対応することを怠り、結果として改善・解決できなかった。

2 上記は、スポーツ基本法前文にある「他者の尊重」と「公正さを尊ぶ態度」、オリンピック憲章第40条「(オリンピック競技大会に参加する競技者、コーチ、トレーナー、役員は) フェアプレーと非暴力の精神を尊重ししかるべき行動しなければならない」、及びIOC倫理規程A1、A4に定めるオリンピック参加者の尊厳と身体的、精神的、性的な不当行為の禁止の規定に反するものであり、到底許されないものである。

本会は、スポーツに於けるいかなる形の差別や暴力にも反対する行動をとるものであり（オリンピック憲章第27第2.5項）、貴連盟による上記不当行為に対し厳しい姿勢で臨まざるを得ない。

3 以上より、本会は、貴連盟に対し第1記載の処分を行うこととする。

第3 処分に伴う付帯事項

貴連盟は、平成25年6月末日を第1回として、当分の間、3ヶ月毎に本会加盟団体審査会に対し、第1の2記載の勧告に従った具体的な施策及びその達成状況等を報告すること。

以 上

「選手に対する不当行為」

1 園田前女子監督の言動

園田前女子監督は、女子柔道選手らに対し以下の不当行為を行った。

- (1) 一部の女子柔道選手に対し、合宿の場及び試合会場で、感情にまかせて何度も強く顔を平手打ちするなどの暴力的行為を加えたことが複数回あり、時には外国人が止めに入ることさえあった。
- (2) 日頃の練習の場で、棒やヒモ、ムチ様のものを振り回し、時にはこれらの道具で女子柔道選手を叩いて威嚇した上、「叩かれないと動けないなら、家畜と一緒にだ。」などの侮蔑的発言をした。
- (3) 女子柔道選手らに対し、「ブス」「ブタ」「死ね。」「消えろ。」等、個人の尊厳を著しく傷つける発言を繰り返し行った。
- (4) 女子柔道選手の負傷状態を考慮せずに選手に試合への出場、合宿への参加や練習の継続を強要した。

2 その他のコーチの言動

徳野和彦前女子コーチ（以下「徳野前コーチ」という。）が、練習を真剣に行っていなかったように見えた一人の女子柔道選手に対し、感情にまかせて有形力を行使したことがあった（その他のコーチが、女子柔道選手らに対し具体的な不当行為を行った形跡は見られない。）。

3 貴連盟が組織として女子柔道選手に行った不当行為

吉村前強化委員長を含む貴連盟上層部は、以下の園田体制における女子柔道選手に対する不当行為を認識することなく、また一部を自ら行い、改善・解決に向けて誠実かつ迅速に対応することを怠り、結果として改善・解決できなかつた。

- (1) 園田前女子監督の上記不当行為に加え、吉村前強化委員長及び徳野前コーチが、強化の現場において、女子柔道選手の練習意欲を阻害させる行為を行った（吉村前強化委員長：女子柔道選手の練習中の道場の脇での居眠りやトレーナーによるマッサージ。練習の前にコーチに馬乗りになって口を塞ぐなどの悪ふざけ。徳野前コーチ：（機敏な動きを自覚させるためとはいえ）寝技の

練習中に女子柔道選手の口を塞ぐ、女子柔道選手が嫌う虫の死骸を近づけるといった練習方法の採用。)。

- (2) その他のコーチは、(1)記載の不当行為を認識していたが、これを黙認し、改善に向けた行動を起こさなかった。
- (3) 負傷を選手の過失と扱い、負傷した選手を合宿や競技大会に参加させることなどにより、負傷に対する合理的な治療を阻害し、また負傷の悪化を招いた。
- (4) 選手選考の過程が選手にとって不透明なため、選手の間に、指導者に逆らうと選手選考において不利に扱われるのではないかとの不安・疑念を生んだ。
- (5) 貴連盟側の意向・都合により、国内外の試合への出場指示が選手のコンディションや意向を無視して行われ、その結果として選手の負傷の悪化を招くこともあった。
- (6) ロンドンオリンピック代表選手選考の結果発表に当たり、選手達への事前通告もなく候補選手を一室に集め、落選した選手の表情をテレビ中継させることにより、選手相互間の連帯感・敬意と競技者としての尊厳を著しく傷つけた。

以 上

選手強化N F事業補助金等適正使用ガイドライン

加盟団体は、選手強化N F事業補助金等の適正な使用に向けて、以下の事項への取組みを徹底する。

第1節 責任体系の明確化

1. 選手強化N F事業補助金（以下、「国庫補助金等」という。）を運営・管理する最高管理責任者、及び、最高管理責任者を補佐し、国庫補助金等の運営・管理を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を定め、ホームページ等で公開する。
2. 原則、競技団体の長が、最高管理責任者の任に当たり、統括管理責任者が責任を持って、国庫補助金等を管理出来るよう、適切に指導する。

第2節 運営管理の基盤となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

1. 国庫補助金等の事務処理手続きに関し、明確なルールを定め、公表する。
2. 担当役職員と強化スタッフ等は、統一したルールの解釈のもと、適切に効率よく事務処理手続きを進める体制を構築する。

(2) 職務権限の明確化

1. 事務処理に関する担当役職員と強化スタッフ等の権限と責任を明確にし、適切な手続きをもって処理する。

(3) 関係者の意識向上

1. 国庫補助金等の原資は、国民の税金等による公的資金であり、厳格な運営管理が必要であるという原則と、その精神を担当役職員と強化スタッフ等に浸透させる。
2. 担当役職員と強化スタッフ等の行動規範を策定する等、競技団体としての取組みの指針を明示し、過去の慣習にとらわれずに行動する。
3. 関連法案、会計制度等の広範な知識に関する研修を行う等、特に事務局職員の専門性を高める施策を講じる。また、必要に応じ、特定の高い専門性を有する事務局職員を採用する。

(4) 調査及び懲戒に関する規程の整備と運用の透明化

1. 不適切な行為に係る調査の手続き等を明確にした規程等を定め、運用に当たっては公正かつ透明性の高い仕組みを講じる。
2. 懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を定め、公正かつ透明性をもって運用にあたる。

第3節 不適切な行為の発生要因の把握と不適切行為防止計画の策定・実施

(1) 不適切行為発生要因の把握と防止計画の策定

1. 経理的側面だけではなく、業務の有効性、効率性といった側面についても、不適切な行為を発生させる危険性、要因がどの様に潜在化するのか、組織全体の状況を体系的に整理し、具体的な防止計画を策定する。

(2)防止計画の実施

1. 最高管理責任者が率先して対応することを内外に表明するとともに、担当役職員と強化スタッフ等に周知徹底し、防止計画の進捗管理に努める。
2. 最高管理責任者は、不適切行為を防止するため、担当役職員と強化スタッフ等への継続的な研修をとおして、防止計画の実践に努める。

第4節 国庫補助金等の適正な運営・管理活動

1. 国庫補助金等が交付されるまでの間、組織内での立替払い制度等の代替策を講じる。
2. 予算執行を適切かつ効率的に管理するとともに、担当役職員と強化スタッフ等当時者以外によるチェックが有効的に機能する財務会計システムを構築する。
3. 支出財源を特定し、予算執行、事業計画の遂行状況を確認するとともに、問題のある場合は、改善策を講じる。
4. 特定業者との緊密な関係による不適切な取引や、癒着を防止する対策を講じる。
5. 不適切な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定める。
6. ルールと運用実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持出来ているか、常に見直す。

第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

1. 不適切な行為に係る情報が、最高管理責任者に適切に伝わる体制を構築する。
2. 事務局職員とコーチ等スタッフが、競技団体の定めている行動規範や国庫補助金等の競技団体内での事務処理手続きに関するルールを、どの程度理解しているか確認する。
3. 国庫補助金等の不適切行為防止への取組みに関する競技団体の方針及び意思決定手続きを外部に公表する。

第6節 モニタリングの在り方

1. 国庫補助金等の適正な管理のため、内部監査を担当する役職員等を配置するなど監査制度を整備する。
2. 内部監査を担当する役職員等は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックの他、体制の不備の検証も行う。
3. 内部監査を担当する役職員等には、最高管理責任者の直轄的な機関との位置付けのもと、必要な権限を付与する。
4. 内部監査を担当する役職員等と監事及び会計監査人の連携を強化する。
5. 内部監査を担当する役職員等と監事及び会計監査人は、会計処理が社会通念上の理解に則し、透明性が確保され、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して行われるよう指導する。
6. 最高管理責任者は、社会通念上、理解されない不適切な会計処理が行われている形跡がみられる等、体制整備等の問題が解消されないと判断する場合は、必要に応じ外部の有識者による調査を実施し、検証を進め再発の防止に努める。

公益財団法人日本オリンピック委員会通報相談処理規程

第1条 この規程は、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「本会」という。）定款第3条及び第4条に規定する目的、事業の遂行のため、スポーツを行う者の権利利益を保護し、公正な環境の下でスポーツに親しむ機会を確保し、スポーツの場における暴力行為を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的または個人的な不当な行為等の早期発見と是正及び再発の防止に努めることを目的とする。

第2条 不当行為等の通報相談を受け付けるため、弁護士による通報相談窓口を設置し、スポーツの場に関する事例に応じる。

第3条 通報相談窓口の利用方法は、電話、FAX、電子メール、書面、面会とする。

2. 本会は、通報相談窓口の連絡先をホームページ等に掲載する等し、その周知徹底を図るものとする。
3. 通報相談窓口では、利用者の秘密保持に配慮の上、利用者の氏名、連絡先、通報相談内容を把握するとともに、利用者に対する不利益な取扱いがなされないよう取り進めることを説明する。
4. 通報相談窓口を利用するものは、通報相談内容に係る事実について、行為者の氏名及び行為の事実を明らかにし、事実が確実にあると信じるに足りる相当な根拠を示して行うよう努める。
5. 通報相談窓口に対する通報等が匿名であっても、通報相談内容等が事実であると信じるに足りる相当な根拠が示される場合については、通報等に準じて調査の実施及び調査結果に基づく措置を講じる。
6. 通報相談窓口は、利用者の連絡先が確保出来ないこと等によって、本規程に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来たす場合にはその責務を免除されるものとする。

第4条 通報相談窓口の利用者は、本会が認定するオリンピック強化指定選手、本会が委嘱する強化スタッフ、本会並びに本会加盟団体の役職員及び、これらのいずれかに該当した者で、その地位・身分でなくなってから2年を経過しない者とする。

第5条 通報相談窓口で対応する事項は、本会（本会役職員並びに本会の事業に従事するその他の者を含む。）及び本会加盟団体についての法令違反またはそれに準じる反社会的行為とする。但し、個人の職務外の法令違反等行為並びに、私怨、誹謗中傷、不平不満に関するものは除く。

2. 前項による反社会的行為には、暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を含み、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントをも含む。
3. 本会加盟団体に通報窓口等が設置されており、十分に対応出来得る案件と判断される場合及び、検討の結果、本会として事実調査に取り組まないと判断した場合は、その旨理由を付して利用者に通知する。
4. 前項により、本会加盟団体に対応を求めた場合は、本会は当該本会加盟団体に対して、その結果報告を求める。
5. 通報相談窓口に寄せられた通報対象事項の事実調査に携わる者は、善良な管理者の注意をもって、通報等に関する事実を秘密として厳正に管理保持する。
6. 通報相談窓口に寄せられた全ての通報対象事項は、会長、副会長、専務理事、総務委員長、選強本部長、コンプライアンス専門部会各部会員のみが把握する。

第6条 通報相談窓口では、必要に応じて本会事務局職員やコンプライアンス専門部会委員その他に支援を依頼することが出来る。

2. 前項により支援要請を受けた者は、調査に関する事務を遂行するにあたっては、通報等に関する事実を秘密として保持しなければならない。

第7条 通報相談窓口は事実調査にあたり、利用者の秘密を守り、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。

2. 前項による調査中は、調査の進捗状況について適宜、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、通報相談窓口利用者に通知するとともに、調査結果についても、可及的速やかに取りまとめ、遅滞なく通知する。

第8条 本会は、通報等された事項の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、通報相談窓口に協力する。

2. 本会は、通報等された事項の事実関係の調査に際して本会加盟団体への協力が求められた場合には、当該本会加盟団体に対し通報相談窓口への協力を要請する。

第9条 通報相談窓口は、調査の結果、不当行為等が明らかになった場合には、本会コンプライアンス専門部会に報告する。

2. 本会は、前項による調査結果を受け必要と認めた場合には、理事会等での審議を経て、速やかに相当な是正措置その他適切な措置及び再発防止対策を講じる。
3. 本会は、是正措置完了後、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、速やかに通報相談窓口利用者に対し、是正結果を遅滞なく通知する。

第10条 本会は、通報相談窓口利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

2. 本会は、通報相談窓口利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として不利益に取扱われないように適切な措置を執り、もしくは本会加盟団体にこれを取らせるものとする。
3. 本会は、通報相談窓口利用者に不利益な取扱いや嫌がらせ等を行なった者が居た場合は、本会所定の規則に従って相当な処分を科す。

第11条 本会及び本規程に定める業務に携わる者は、通報相談窓口に寄せられた内容及び調査で得られた個人情報を正当な理由なく開示してはならない。但し、規程に基づく各種措置を講ずるにあたり、必要最小限の範囲で開示しなければならない場合については、この限りではない。

2. 本会は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、本会所定の規則に従って相当な処分を科す。

第12条 本会は、通報等処理終了後、再発していないか、是正措置及び再発防止対策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、通報相談窓口の仕組みの改善や、新たな是正措置及び再発防止策を講じることに努めるものとする。

2. 本会は、通報相談窓口利用者に対し、利用したことを理由として不利益な取扱いや嫌がらせが行われていないかを確認する等、通報相談窓口利用者保護に係る十分なフォローアップに努めるものとする。

第13条 本会は、通報相談窓口の利用について、調査の結果、通報等対象事項に事実があり措置を執った時は、通報相談窓口利用者及び被通報者や当該調査に協力した者等の秘密保持に十分に配慮しつつ、当該通報等の内容、調査の結果及び措置の内容について公表するものとする。

第14条 本規程は、理事会の決議により変更することが出来る。

附則 本規程は、平成25年3月19日から施行する。

公益財団法人日本オリンピック委員会通報相談窓口利用案内

1. 目的

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、国民の権利であることがスポーツ基本法にも明記されている。公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）では、スポーツを行う者の権利利益を保護し、公正な環境の下でスポーツに親しむ機会を確保するために、JOC通報相談窓口を設置し、スポーツの場における暴力行為を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的または個人的な不当な行為等の早期発見と是正、再発の防止に努め、もってスポーツの眞の健全な発展を図ることを目的とする。

2. 通報相談窓口を利用出来る者

通報相談窓口の利用者は、本会が認定するオリンピック強化指定選手、本会が委嘱する強化スタッフ、本会並びに本会加盟団体の役職員及び、これらのいずれかに該当した者で、その地位・身分でなくってから2年を経過しない者とする。

3. 通報相談窓口

通報相談窓口を以下のとおり設置し、スポーツの場における不当な行為等に関する相談に応じる。

宏和法律事務所 飯田 隆（いいだ たかし）弁護士

<連絡先> 〒100-0005 千代田区丸の内3-4-2 新日石ビルディング9F

電話：03-3214-5419 FAX：03-3214-5421

電話対応時間：平日10時～18時 ※時間外は留守番電話での対応。

電子メール：iida.joc-madoguchi@kowa-law.com

※飯田弁護士不在の際は、上記事務所の他の弁護士が対応する場合あり。

4. 通報相談窓口では対応出来ない事項

- (1) 係争中のもの
- (2) 市区町村、都道府県、各種リーグ等内の活動に起因するもので、本会加盟団体が第三者的な立場となるもの
- (3) 被通報者が本会加盟団体の強化スタッフ、オリンピック強化指定選手等に関わらず学校等教育機関内でのもの

5. 通報対象事項の事実調査

- (1) 通報相談窓口は、事実調査にあたり、利用者の秘密を守り、特定されないよう十分に配慮の上、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。
- (2) 前項による調査中は、調査の進捗状況について適宜、通報相談窓口利用者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、通報相談窓口利用者に通知する。
- (3) 調査結果は、可及的速やかに取りまとめ、遅滞なく通知する。

6. その他

上記の他、通報相談窓口の利用にあたっては、「公益財団法人日本オリンピック委員会通報相談処理規程」に基づく。

スポーツ界における暴力行為根絶宣言

【はじめに】

本宣言は、スポーツ界における暴力行為が大きな社会問題となっている今日、スポーツの意義や価値を再確認するとともに、我が国におけるスポーツ界から暴力行為を根絶するという強固な意志を表明するものである。

スポーツは私たち人類が生み出した貴重な文化である。それは自発的な運動の楽しみを基調とし、障がいの有無や年齢、男女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、^{きずな}絆を深めることを可能にする。さらに、次代を担う青少年の生きる力を育むとともに、他者への思いやりや協同精神、公正さや規律を尊ぶ人格を形成する。

殴る、蹴る、突き飛ばすなどの身体的制裁、言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧、いじめや嫌がらせ、さらに、セクシュアルハラスメントなど、これらの暴力行為は、スポーツの価値を否定し、私たちのスポーツそのものを危機にさらす。フェアプレーの精神やヒューマニティーの尊重を根幹とするスポーツの価値とそれらを否定する暴力とは、互いに相いれないものである。暴力行為はたとえどのような理由であれ、それ自体許されないものであり、スポーツのあらゆる場から根絶されなければならない。

しかしながら、極めて残念なことではあるが、我が国のスポーツ界においては、暴力行為が根絶されているとは言い難い現実がある。女子柔道界における指導者による選手への暴力行為が顕在化し、また、学校における運動部活動の場でも、指導者によって暴力行為を受けた高校生が自ら命を絶つという痛ましい事件が起こった。勝利を追求し過ぎる余り、暴力行為を厳しい指導として正当化するような誤った考えは、自発的かつ主体的な営みであるスポーツとその価値に相反するものである。

今こそ、スポーツ界は、スポーツの本質的な意義や価値に立ち返り、スポーツの品位とスポーツ界への信頼を回復するため、ここに、あらゆる暴力行為の根絶に向けた決意を表明する。

【宣言】

現代社会において、スポーツは「する」、「みる」、「支える」などの観点から、多くの人々に親しまれている。さらに 21 世紀のスポーツは、一層重要な使命を担っている。それは、人と人との^{きずな}絆を培うスポーツが、人種や思想、信条などの異なる人々が暮らす地域において、公正で豊かな生活の創造に貢献することである。また、身体活動の経験を通して共感の能力を育み、環境や他者への理解を深める機会を提供するスポーツは、環境と共生の時代を生きる現代社会において、私たちのライフスタイルの創造に大きく貢献することができる。さらに、フェアプレーの精神やヒューマニティーの尊重を根幹とするスポーツは、何よりも平和と友好に満ちた世界を築くことに強い力を發揮することができる。

しかしながら、我が国のスポーツ界においては、スポーツの価値を著しく冒瀆し、スポ

一つの使命を破壊する暴力行為が顕在化している現実がある。暴力行為がスポーツを行う者の人権を侵害し、スポーツ愛好者を減少させ、さらにはスポーツの透明性、公正さや公平をむしばむことは自明である。スポーツにおける暴力行為は、人間の尊厳を否定し、指導者とスポーツを行う者、スポーツを行う者相互の信頼関係を根こそぎ崩壊させ、スポーツそのものの存立を否定する、誠に恥すべき行為である。

私たちの愛するスポーツを守り、これからスポーツのあるべき姿を構築していくためには、スポーツ界における暴力行為を根絶しなければならない。指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体及び組織は、スポーツの価値を守り、21世紀のスポーツの使命を果たすために、暴力行為根絶に対する大きな責務を負っている。このことに鑑み、スポーツ界における暴力行為根絶を以下のように宣言する。

一. 指導者

- 指導者は、スポーツが人間にとて貴重な文化であることを認識するとともに、暴力行為がスポーツの価値と相反し、人権の侵害であり、全ての人々の基本的権利であるスポーツを行う機会自体を奪うこと自覚する。
- 指導者は、暴力行為による強制と服従では、優れた競技者や強いチームの育成が困難なことを認識し、暴力行為が指導における必要悪という誤った考えを捨て去る。
- 指導者は、スポーツを行う者のニーズや資質を考慮し、スポーツを行う者自らが考え、判断することのできる能力の育成に努力し、信頼関係の下、常にスポーツを行う者とのコミュニケーションを図ることに努める。
- 指導者は、スポーツを行う者の競技力向上のみならず、全人的な発育・発達を支え、21世紀におけるスポーツの使命を担う、フェアプレーの精神を備えたスポーツパーソンの育成に努める。

二. スポーツを行う者

- スポーツを行う者、とりわけアスリートは、スポーツの価値を自覚し、それを尊重し、表現することによって、人々に喜びや夢、感動を届ける自立的な存在であり、自らがスポーツという世界共通の人類の文化を体現する者であることを自覚する。
- スポーツを行う者は、いかなる暴力行為も行わず、また黙認せず、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーの精神でスポーツ活動の場から暴力行為の根絶に努める。

三. スポーツ団体及び組織

○スポーツ団体及び組織は、スポーツの文化的価値や使命を認識し、スポーツを行う者の権利・利益の保護、さらには、心身の健全育成及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組む責務がある。そのため、スポーツにおける暴力行為が、スポーツを行う者の権利・利益の侵害であることを自覚する。

○スポーツ団体及び組織は、運営の透明性を確保し、ガバナンス強化に取り組むことによって暴力行為の根絶に努める。そのため、スポーツ団体や組織における暴力行為の実態把握や原因分析を行い、組織運営の在り方や暴力行為を根絶するためのガイドライン及び教育プログラム等の策定、相談窓口の設置などの体制を整備する。

スポーツは、青少年の教育、人々の心身の健康の保持増進や生きがいの創出、さらには地域の交流の促進など、人々が健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。また、オリンピック・パラリンピックに代表される世界的な競技大会の隆盛は、スポーツを通じた国際平和や人々の交流の可能性を示している。さらに、オリンピック憲章では、スポーツを行うことは人権の一つであり、フェアプレーの精神に基づく相互理解を通して、いかなる暴力も認めないことが宣言されている。

しかしながら、我が国では、これまでスポーツ活動の場において、暴力行為が存在していた。時と場合によっては、暴力行為が暗黙裏に容認される傾向が存在していたことも否定できない。これまでのスポーツ指導で、ともすれば厳しい指導の下暴力行為が行われていたという事実を真摯に受け止め、指導者はスポーツを行う者の主体的な活動を後押しする重要性を認識し、提示したトレーニング方法が、どのような目的を持ち、どのような効果をもたらすのかについて十分に説明し、スポーツを行う者が自主的にスポーツに取り組めるよう努めなければならない。

したがって、本宣言を通して、我が国の指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体及び組織が一体となって、改めて、暴力行為根絶に向けて取り組む必要がある。

スポーツの未来を担うのは、現代を生きる私たちである。こうした自覚の下にスポーツに携わる者は、スポーツの持つ価値を著しく侵害する暴力行為を根絶し、世界共通の人類の文化であるスポーツの伝道者となることが求められる。

【おわりに】

これまで、我が国のスポーツ界において、暴力行為を根絶しようとする取組が行われなかつたわけではない。しかし、それらの取組が十分であったとは言い難い。本宣言は、これまでの強い反省に立ち、我が国のスポーツ界が抱えてきた暴力行為の事実を直視し、強固な意志を持って、いかなる暴力行為とも決別する決意を示すものである。

本宣言は、これまで、あらゆるスポーツ活動の場において、暴力行為からスポーツを行

う者を守り、スポーツ界の充実・発展に尽力してきた全てのスポーツ関係者に心より敬意を表するとともに、それらのスポーツ関係者と共に、スポーツを愛し、豊かに育んでいくこうとするスポーツへの熱い思いを受け継ぐものである。そして、スポーツを愛する多くの人々とともに、日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟は、暴力行為の根絶が、スポーツを愛し、その価値を享受する者が担うべき重要な責務であることを認識し、スポーツ界におけるあらゆる暴力行為の根絶に取り組むことをここに宣言した。

この決意を実現するためには、本宣言をスポーツに關係する諸団体及び組織はもとより、広くスポーツ愛好者に周知するとともに、スポーツ諸団体及び組織は、暴力行為根絶の達成に向けた具体的な計画を早期に策定し、継続的な実行に努めなければならない。

また、今後、国際オリンピック委員会をはじめ世界の関係諸団体及び組織とも連携協力し、グローバルな広がりを展望しつつ、スポーツ界における暴力行為根絶の達成に努めることが求められる。

さらに、こうした努力が継続され、結実されるためには、我が国の政府及び公的諸機関等が、これまでの取組の上に、本宣言の喫緊性、重要性を理解し、スポーツ界における暴力行為根絶に向けて、一層積極的に協力、支援することが望まれる。

最後に、スポーツ活動の場で起きた数々の痛ましい事件を今一度想起するとともに、スポーツ界における暴力行為を許さない強固な意志を示し、あらゆる暴力行為の根絶を通して、スポーツをあまねく人々に共有される文化として発展させていくことを誓う。

平成 25 年 4 月 25 日

公益財団法人日本体育協会

公益財団法人日本オリンピック委員会

公益財団法人日本障害者スポーツ協会

公益財団法人全国高等学校体育連盟

公益財団法人日本中学校体育連盟

現行	改訂(案)
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>第1条 この規程は、公益財団法人日本オリンピック委員会(以下、「本会」という。)の加盟団体及びその審査に関することを定める。</p> <p>2. 加盟団体は、正加盟団体と準加盟団体とに区分する。</p>	<p>第1条 この規程は、公益財団法人日本オリンピック委員会(以下、「本会」という。)の加盟団体に関する事項について定める。</p> <p>2. 加盟団体は、本会の目的達成のために必要と認められるスポーツ団体等とし、正加盟団体と準加盟団体に区分し、この他に承認団体を設ける。</p>
<p>第2条 正加盟団体は、次の要件をすべて満たしていることを要する。</p> <p>2号の国際競技連盟が存在しない団体又は第3号の国際総合大会で実施されない団体については、当該各号の要件にかえ、その競技等の国内唯一の統括団体であることを要件とする。</p> <p>(1) 法人格を有していること</p> <p>(2) 国際オリンピック委員会承認の国際競技連盟に加盟する国内唯一の統括団体</p> <p>(3) オリンピック競技大会、アジア競技大会等国際総合競技大会の参加実績があり、かついずれかの国際総合競技大会の実施競技として決定していること。</p> <p>2. 準加盟団体は、本会の目的達成のため必要と認められる前項以外の団体とする。</p>	<p>第2条 正加盟団体は、次の要件をすべて満たしていることを要する。</p> <p>(1) 法人格を有していること。</p> <p>(2) 当該競技国内唯一の統括団体であること。</p> <p>(3) 國際オリンピック委員会承認の国際競技連盟に加盟していること。</p> <p>(4) オリンピック競技大会、アジア競技大会、国際総合競技大会の実施競技として決定していること。</p> <p>3. 前2項の規定に關し、平成24年度末において既に加盟している加盟団体については、第1項第3号及び第4号並びに第2項第3号の要件は免除する。</p> <p>4. 承認団体は、次の要件をすべて満たしていることを要する。</p> <p>(1) 法人格を有していること。</p> <p>(2) 長年にわたり当該競技国内唯一の統括団体であること。</p> <p>(3) 定評のある国際競技連盟の開催する国際競技大会に継続して参加することにより、本会が承認するにふさわしい活動実績を十分に有していること。</p>

現行	改訂(案)
第4章 義務等	第2章 義務
第9条 加盟団体は、毎年事業年度開始1カ月前から開始後1カ月の間に次の書類を添えた当該年度の事業計画書及び収支予算書を届け出なければならない。	第3条 加盟団体は、毎年事業年度開始1カ月前から開始後1カ月の間に次の書類を添えた当該年度の事業計画書及び収支予算書を届け出なければならない。
(1) 役員名簿 (2) 執行機関、決議機関の議事録 (3) 法人格を有する団体は、法人登記謄本及び代表者の印鑑証明書	(1) 役員名簿 (2) 執行機関、決議機関の議事録 (3) 法人格を有する団体は、法人登記謄本及び代表者の印鑑証明書
第10条 加盟団体は、毎事業年度終了後2カ月以内に次の書類を添えた当該年度の事業報告書及び収支決算書を届け出なければならない。	第4条 加盟団体は、毎事業年度終了後3カ月以内に次の書類を添えた当該年度の事業報告書及び収支決算書を届け出なければならない。
(1) 貸借対照表 (2) 執行機関、決議機関の議事録 (3) 当該団体の監事及び公認会計士の監査報告書	(1) 貸借対照表 (2) 執行機関、決議機関の議事録 (3) 当該団体の監事及び公認会計士の監査報告書
第11条 加盟団体は、本公司に提出してある書類に変更があった場合には、ただちにその旨を届け出なければならない。	第5条 加盟団体は、本公司に提出してある書類に変更があった場合には、ただちにその旨を届け出なければならない。
第12条 加盟団体は、第3条第3項に規定する年会費を、毎年5月末日までに納入しなければならない。	2. 加盟団体は、本公司が必要と判断した書類、資料及び情報等をすみやかに提出しなければならない。 3. 加盟団体は、本公司による審査及び調査に誠実に協力しなければならない。 4. 加盟団体は、第14条及び第15条に基づく本公司の要請にすみやかに従わなければならぬ。
第6条 加盟団体は、第8条第3項に規定する年会費を毎年5月末日までに納入しなければならない。	第6条 加盟団体は、第8条第3項に規定する年会費を毎年5月末日までに納入しなければならない。

現行

改訂（案）

第7条 加盟団体は、健全な組織運営に向けて以下の事項について、取り組まなければならない。

- (1) ガバナンスを確立し、適正に業務を執行すること。
- (2) コンプライアンス違反を防止するために、適切な組織を設け、これを処理するため必要な手続きを定めること。
- (3) 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下、「スポーツ仲裁機構」という。）の定める規則に基づく仲裁申立てに対して、これに応じる旨の決定をし、これを公表すること。
- (4) 日本ドーピング防止規程を遵守すること。
- (5) 代表選手選考の判断基準を客観化し、代表選手選考の透明性を高めること。
- (6) 本会の役職員倫理規定第3条及び第4条に定める事項を遵守すること。

第2章 加盟及び脱退並びに処分等

第3条 本会に加盟を希望する団体は、その代表者名により次の書類を添付した加盟申請書を本会会长に提出しなければならない。ただし、当該団体においてその性格上必要としないものについては省略することができます。

- (1) 加盟を希望する理由
- (2) 定款、各種規約類
- (3) 組織・機構図
- (4) 役職員一覧
- (5) 前年度事業報告、収支決算書及び当該年度事業計画、収支予算書
- (6) 競技者規程、登録競技者数、都道府県支部数
- (7) 国際オリンピック委員会承認の国際競技連盟との関係を証明するもの
- (8) 国際競技連盟及びアジア競技連盟の有無とその関係を証明するもの
- (9) 国際大会開催、参加実績
- (10) 法人格を有する場合は、その証明
- (11) そのほか上記に関連するもの

2. 加盟の可否は、理事会及び評議員会の決議による。

第3章 加盟及び脱退並びに処分等

第8条 本会に加盟を希望する団体は、その代表者名により次の書類を添付した加盟申請書を本会会长に提出しなければならない。ただし、当該団体においてその性格上必要としないものについては省略することができます。

- (1) 加盟を希望する理由
- (2) 定款、各種規約類
- (3) 組織・機構図
- (4) 役職員一覧
- (5) 前年度事業報告、収支決算書及び当該年度事業計画、収支予算書
- (6) 競技者規程、登録競技者数、都道府県支部数
- (7) 国際オリンピック委員会承認の国際競技連盟との関係を証明するもの
- (8) 国際競技連盟及びアジア競技連盟の有無とその関係を証明するもの
- (9) 国際大会開催、参加実績
- (10) 法人格を有する場合は、その証明
- (11) そのほか上記に関連するもの

2. 加盟の可否は、加盟団体審査委員会（以下、「審査委員会」という。）での審議、理事会の決議による。

現行

改訂(案)

3. 加盟を認められた団体は、ただちに下表の加盟金及び年会費を納入しなければならない。(これら加盟店会費は法人会計にて計上する。)

		加盟金	年会費
正加盟団体	オリンピック競技団体 上記以外の団体	120万円 60万円	10万円 5万円
準加盟団体			

第4条 加盟団体が脱退しようとするとときは、その理由を付した脱退届を提出し、理事会及び評議員会の決議を経なければならない。

第5条 加盟団体が第2条に定める要件を欠いた場合又は管理運営に適正を欠いた場合には、理事会の決議により次の処分を行うことができる。

- (1) 指導、勧告
 - (2) 補助金、交付金の交付中止又は減額
 - (3) 資格停止
 - (4) そのほか必要な処分
2. 加盟団体が本会の加盟団体として不適当と認められるときは、理事会及び評議員会の決議により退会させることができる。

第6条 加盟団体が前2条により脱退し又は退会させられたときでも、既に納付した加盟金、年会費、拠出金及び支払経費等は、理由のいかんを問わば返還しない。また、加盟団体は、脱退又は退会以前に生じた支払い義務を履行する。

3. 加盟を認められた団体は、ただちに下表の加盟金及び年会費を納入しなければならない。(これら加盟店会費は法人会計にて計上する。)

		加盟金	年会費
正加盟団体	オリンピック競技団体 上記以外の団体	120万円 60万円	10万円 6万円
準加盟団体			

第9条 加盟団体が脱退しようとするとときは、その理由を付した脱退届を提出し、理事会の決議を経なければならない。

第10条 加盟団体が第2条に定める要件を欠いた場合、第3条から第7条に定める義務に著しく違反した場合又は管理運営に適正を欠いた場合には、審査委員会による答申を経て、理事会の決議により次の処分を行うことができる。

- (1) 指導、勧告
 - (2) 補助金、交付金の交付中止又は減額
 - (3) 資格停止
 - (4) そのほか必要な処分
2. 加盟団体が本会の加盟団体として不適当と認められるときは、理事会の決議により退会させることができる。

第11条 加盟団体が前2条により脱退し又は退会させられたときでも、既に納付した加盟金、年会費、拠出金及び支払経費等は、理由のいかんを問わば返還しない。また、加盟団体は、脱退又は退会以前に生じた支払い義務を履行する。

第12条 加盟団体は、本会の下した処分に不服があるときには、スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により最終的に解決する。加盟団体は、本会による処分の通知から30日以内にこの仲裁を申し立てることができる。

現行	改訂(案)
第3章 番 査	第4章 番査・監督
第7条 本会に加盟を希望する団体の審査は、その都度理事会の決議により設置する加盟団体審査委員会(以下、「審査委員会」という。)にて行う。 2. 加盟を希望する団体から第3条の書類が提出された場合は、審査委員会にてそれらの書類及び当該団体の組織の整備状況、健全性、発展性等を分析、調査し、審査結果を理事会に答申する。	第13条 本会に加盟を希望する団体の審査は、審査委員会にて行う。 2. 加盟を希望する団体から第8条の書類が提出された場合は、審査委員会にてそれらの書類及び当該団体の組織の整備状況、健全性、発展性等を分析、調査し、審査結果を理事会に答申する。
第8条 第5条に該当する事由に関し、その都度理事会の決議により設置する審査委員会は、その状況を調査し、その審査結果を理事会及び評議員会に答申する。 2. 準加盟団体については、審査委員会にて毎年度末に必要に応じ加盟店継続の可否等を審査し、その結果を理事会及び評議員会に答申する。	第14条 第10条に該当する事由に關し、審査委員会は、いつでも、加盟団体に對しその状況を調査することができる。 2. 準加盟団体、承認団体については、審査委員会にて毎年度末に必要に応じ加盟店継続の可否等を審査し、その結果を理事会に答申する。
第15条 本会は、加盟団体の事業の適正な運営を確保するためにその加盟団体の運営組織及び事業活動の状況に關し報告を求めることができる。 2. 前項の目的のために、本会の職員または本会の指定する者は、加盟団体の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況に關する帳簿、書類その他の資料を開覧、謄写し、加盟団体の役職員及び関係者に必要な質問をすることができる。	第15条 本会は、加盟団体の事業の適正な運営を確保するためにその加盟団体の運営組織及び事業活動の状況に關し報告を求めることができる。 2. 前項の目的のために、本会の職員または本会の指定する者は、加盟団体の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況に關する帳簿、書類その他の資料を開覧、謄写し、加盟団体の役職員及び関係者に必要な質問をすることができる。

現行	改訂(案)
第4章 義務等	※「第2章義務」に移項。
第9条 加盟団体は、毎年事業年度開始1カ月前から開始後1カ月の間に次の書類を添えた当該年度の事業計画書及び収支予算書を届け出なければならない。 (1) 役員名簿 (2) 執行機関、決議機関の議事録 (3) 法人格を有する団体は、法人登記原本及び代表者の印鑑証明書	
第10条 加盟団体は、毎事業年度終了後2カ月以内に次の書類を添えた当該年度の事業報告書及び収支決算書を届け出なければならない。 (1) 貸借対照表 (2) 執行機関、決議機関の議事録 (3) 当該団体の監事及び公認会計士の監査報告書	
第11条 加盟団体は、本会に提出してある書類に変更があった場合には、ただちにその旨を届け出なければならない。	第5章 本規程の変更
第12条 加盟団体は、第3条第3項に規定する年会費を、毎年5月末日までに納入しなければならない。	第16条 本規程は、理事会の決議により変更することができる。
第13条 本規程は、理事会及び評議員会の決議により変更することができる。	

現行

附則 本規程は、平成23年4月1日から施行する。

2. 本規程施行時における加盟団体は次のとおりとする。

- ・正加盟団体（53団体）
 - (財)日本陸上競技連盟、(財)日本水泳連盟、(財)日本サッカー協会、(財)日本ボート協会、(財)全日本スキー連盟、(財)日本テニス協会、(社)日本ボクシング連盟、(公財)日本ホッケー協会、(社)日本アマチュアボクシング連盟、(公財)日本バスケットボール協会、(社)日本ボーリング協会、(財)日本体操協会、(財)日本スケート連盟、(財)日本レスリング協会、(財)日本セーリング連盟、(社)日本アイスホッケー連盟、(財)日本ウエイトリフティング協会、(財)日本ソフトボール協会、(財)日本自転車競技連盟、(財)日本ソフトテニス連盟、(財)日本卓球協会、(財)全日本軟式野球連盟、(財)日本相撲連盟、(社)日本馬術連盟、(社)日本柔道連盟、(財)日本柔道連盟、(財)日本柔道連盟、(財)日本弓道連盟、(財)日本ラグビーフットボール協会、(公財)日本バドミントン協会、(財)全日本弓道連盟、(社)日本カヌー連盟、(公社)日本カヌー連盟、(社)日本山岳協会、(公社)日本近代五種協会、(財)日本ソフトボール射撃協会、(財)全日本アーチェリー連盟、(財)全日本空手道連盟、(社)全日本鍔道連盟、(社)日本ライフル射撃協会、(財)全日本空手道連盟、(財)全日本なぎなた連盟、(財)全日本ボウリング協会、(社)日本ボクシング連盟、(財)日本アマチュア野球連盟、(特非)日本ボクシング連盟、(社)日本カーリング協会、(財)日本カーリング協会、(社)日本カーリング協会、(財)日本トライアスロン連合、(財)日本ゴルフ協会、(公社)日本スカッシュ協会、(社)日本ビリヤード協会、(社)日本ボディビル連盟、(社)全日本テコンドー協会、(公社)日本ダンススポーツ連盟、(社)日本ハイアスロン連盟
- ・準加盟団体（1団体）
 - 日本チエス協会

3. 平成23年8月1日一部改訂
((一社)日本カバディ協会、日本セパタクローア協会、(特非)日本クリケット協会準加盟に伴う改訂)

4. 平成24年6月26日一部改訂
((社)日本アメリカンフットボール協会、(公社)日本チアーディング協会準加盟に伴う改訂)

5. 平成25年6月27日一部改訂
(第1章総則他関係規定変更に伴う改訂)

附則 本規程は、平成23年4月1日から施行する。

2. 本規程施行時における加盟団体は次のとおりとする。

- ・正加盟団体（53団体）
 - (財)日本陸上競技連盟、(財)日本水泳連盟、(財)日本サッカー協会、(財)日本ボート協会、(財)全日本スキー連盟、(財)日本テニス協会、(社)日本アマチュアボクシング連盟、(公財)日本バスケットボール協会、(社)日本ボーリング協会、(財)日本体操協会、(財)日本スケート連盟、(財)日本レスリング連盟、(財)日本セーリング連盟、(社)日本アイスホッケー連盟、(財)日本ウエイトリフティング協会、(財)日本ソフトボール協会、(財)日本自転車競技連盟、(財)日本軟式野球連盟、(財)全日本軟式野球連盟、(財)日本相撲連盟、(社)日本馬術連盟、(社)日本柔道連盟、(財)日本柔道連盟、(財)日本バドミントン協会、(財)全日本弓道連盟、(財)日本ラグビーフットボール協会、(公財)日本カヌー連盟、(公社)日本カヌー連盟、(社)日本近代五種協会、(財)日本ソフトボール射撃協会、(財)全日本鍔道連盟、(社)全日本空手道連盟、(財)全日本弓道連盟、(財)全日本なぎなた連盟、(財)全日本ボウリング協会、(社)日本カーリング協会、(財)日本カーリング協会、(社)日本カーリング協会、(財)日本トライアスロン連合、(財)日本ゴルフ協会、(公社)日本スカッシュ協会、(社)日本ビリヤード協会、(社)日本ボディビル連盟、(社)全日本テコンドー協会、(公社)日本ダンススポーツ連盟、(社)日本ハイアスロン連盟
- ・準加盟団体（1団体）
 - 日本チエス協会

3. 平成23年8月1日一部改訂
((一社)日本カバディ協会、日本セパタクローア協会、(特非)日本クリケット協会準加盟に伴う改訂)

4. 平成24年6月26日一部改訂
((社)日本アメリカンフットボール協会、(公社)日本チアーディング協会準加盟に伴う改訂)

5. 平成25年6月27日一部改訂
(第1章総則他関係規定変更に伴う改訂)

「スポーツ界における暴力行為根絶に向けたスローガン（標語）」募集要領

1. 趣 旨

去る平成25年4月25日、日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟および日本中学校体育連盟は「スポーツ界における暴力行為根絶に向けた集い」を開催し、「暴力行為根絶宣言」を採択しました。その宣言をスポーツに関わる人すべてに周知するとともに、今後、わが国のスポーツ現場における暴力行為を根絶し、アスリートや障害者を含む子どもから高齢者までの各層の国民が安心して主体的にスポーツに取り組み、スポーツ文化を豊かに享受できる環境を構築することを目的にスローガン（標語）を募集します。

2. 主 催

公益財団法人日本体育協会／公益財団法人日本オリンピック委員会／公益財団法人日本障害者スポーツ協会／公益財団法人全国高等学校体育連盟／公益財団法人日本中学校体育連盟

3. 募集内容

スローガン（標語）：

わが国スポーツ界の暴力行為根絶に向けた決意を表明するためのスローガン（標語）

- ・インパクトのある簡潔なことば
- ・スポーツに関わるすべての人や団体に向けたもの

4. 応募資格

主催5団体の役員・職員を含め、どなたでも応募できます。

5. 賞および副賞

1) 最優秀賞 1点：入賞された方には、表彰状および賞品を贈呈します。

- ・最優秀賞は、主催5団体への全応募作品の中から1作品を選定し、主催5団体共通の「暴力行為根絶スローガン」として採用します。

2) 優秀賞 5点：入賞された方には、表彰状および賞品を贈呈します。

- ・優秀賞は、主催5団体への応募作品の中から各団体1作品を選定します。

6. 応募方法

募集は主催5団体がそれぞれ行います。

日本オリンピック委員会に応募される場合は、次のいずれかの方法で応募して下さい。

1) 郵送、FAXを利用される場合は、作品の他、郵便番号、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、職業（学校名）をご記入願います。

郵送先：〒150-8050 渋谷区神南1-1-1

公益財団法人日本オリンピック委員会コンプライアンス推進部宛

FAX：03-3481-0977

公益財団法人日本オリンピック委員会コンプライアンス推進部宛

2) ホームページから応募される場合は、下記URLより所定フォームに必要事項を入力の上、ご応募願います。

<http://www.joc.or.jp/> ※日本オリンピック委員会トップページより
暴力行為根絶スローガン募集をクリックして下さい。

3) 作品は、自作で未発表のものとします。

4) 1人何点でも応募できます。ただし、それぞれ異なる作品に限ります。

7. 応募期間

平成25年5月10日（金）～5月31日（金）

※郵送の場合は締切日の消印有効、FAXの場合は締切日当日の応募有効

8. 審査および発表

- 1) 優秀作品は、主催5団体それぞれにおいて審査します。
- 2) 最優秀作品は、主催5団体が一堂に会して審査します。
- 3) 優秀・最優秀作品は、平成25年7月下旬、主催5団体の各ホームページ等で発表の予定です。
- 4) 表彰については、改めてご案内いたします。

9. その他

1) 応募作品について

- ・ 応募作品は一切返却いたしません。
- ・ 入賞作品の著作権、その他一切の権利は主催5団体に帰属し、各5団体において広く使用します。
- ・ 応募作品は補作する場合があります。
- ・ 応募作品の著作権等に関する問題が生じた場合は、すべて応募者の責任となります。
- ・ 同一表現の作品が入賞した場合、応募先着順に受賞者を決定します。
- ・ 複数の方の合作として応募する場合、応募代表者を決めていただきます。

2) 個人情報の取扱いについて

- ・ 今回の募集によって主催5団体が取得する応募者の個人情報については、各団体における「個人情報保護」に関する規程に基づき責任をもって保管のうえ、本事業の実施に係わる諸連絡にのみ利用させていただきます。
- ・ 入賞作品発表時には、氏名、年齢、性別、職業(学校名)、住所(市区町村名まで)を公表します。

問い合わせ先：

公益財団法人日本オリンピック委員会

コンプライアンス推進部

〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1

T E L : 03-3481-2258 F A X : 03-3481-0977